

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 0 号

上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係）

訪問型サービス・活動 A に要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	訪問型サービス・活動 A I（30 分以内）に要する費用	1 8 3 単位
2	訪問型サービス・活動 A II（31 分～60 分）に要する費用	2 4 7 単位
3	初回加算	2 0 0 単位
4	訪問型サービス・活動 A I に要する費用 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	1 8 1 単位
5	訪問型サービス・活動 A II に要する費用 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	2 4 5 単位
6	訪問型サービス・活動 A I に要する費用 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	1 7 9 単位
7	訪問型サービス・活動 A II に要する費用 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	2 4 2 単位
8	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 I イ	4 9 単位
9	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 I ロ	5 3 単位
1 0	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 II イ	4 6 単位
1 1	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 II ロ	4 9 単位
1 2	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 III	3 8 単位
1 3	訪問型サービス・活動 A I 処遇改善加算 IV	3 1 単位
1 4	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 I イ	6 7 単位
1 5	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 I ロ	7 1 単位
1 6	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 II イ	6 2 単位
1 7	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 II ロ	6 6 単位
1 8	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 III	5 1 単位
1 9	訪問型サービス・活動 A II 処遇改善加算 IV	4 2 単位

別表第 2（第 6 条関係）

訪問型サービス・活動Cに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	訪問型サービス・活動C（短期集中）に要する費用	720単位
2	訪問型サービス・活動C 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	713単位
3	訪問型サービス・活動C 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	706単位
4	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅰイ	194単位
5	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅰロ	207単位
6	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅱイ	179単位
7	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅱロ	192単位
8	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅲ	149単位
9	訪問型サービス・活動C 処遇改善加算Ⅳ	122単位

別表第3（第6条関係）

通所型サービス・活動Aに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービス・活動AⅠに要する費用	374単位
2	通所型サービス・活動AⅠ 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	370単位
3	通所型サービス・活動AⅠ 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	367単位
4	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰイ（利用定員19名以上）	42単位
5	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ（利用定員19名以上）	45単位
6	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱイ（利用定員19名以上）	41単位
7	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱロ（利用定員19名以上）	44単位
8	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅲ（利用定員19名以上）	37単位
9	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅳ（利用定員19名以上）	31単位
10	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰイ（利用定員19名未満）	44単位
11	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ（利用定員19名未満）	47単位
12	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱイ（利用定員19名未満）	43単位
13	通所型サービス・活動AⅠ 介護職員処遇改善加算Ⅱロ（利用定員19名未満）	47単位

	算Ⅱロ（利用定員19名未満）	
14	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加算Ⅲ（利用定員19名未満）	39単位
15	通所型サービス・活動AⅠ介護職員処遇改善加算Ⅳ（利用定員19名未満）	33単位

別表第4（第6条関係）

通所型サービス・活動Cに要する費用の額の算定に係る単位数

費用区分		単位数
1	通所型サービス・活動C（短期集中）に要する費用	449単位
2	通所型サービス・活動C 高齢者虐待防止未実施減算又は業務継続計画未策定減算	445単位
3	通所型サービス・活動C 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算	440単位
4	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅰイ（利用定員19名以上）	50単位
5	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅰロ（利用定員19名以上）	54単位
6	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅱイ（利用定員19名以上）	49単位
7	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅱロ（利用定員19名以上）	53単位
8	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅲ（利用定員19名以上）	44単位
9	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅳ（利用定員19名以上）	37単位
10	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅰイ（利用定員19名未満）	53単位
11	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅰロ（利用定員19名未満）	57単位
12	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅱイ（利用定員19名未満）	52単位
13	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅱロ（利用定員19名未満）	56単位
14	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅲ（利用定員19名未満）	47単位
15	通所型サービス・活動C処遇改善加算Ⅳ（利用定員19名未満）	40単位

別表第5中11の項の次に次の18項を加える。

12	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算	9単位
13	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 初回加算又は委託連携加算	16単位
14	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算	22単位

	初回加算及び委託連携加算	
1 5	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	9 単位
1 6	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	9 単位
1 7	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 初回加算又は委託連携加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	1 5 単位
1 8	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 初回加算又は委託連携加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	1 5 単位
1 9	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 初回加算及び委託連携加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	2 2 単位
2 0	介護予防ケアマネジメントⅠ処遇改善加算 初回加算及び委託連携加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	2 2 単位
2 1	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算	7 単位
2 2	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	7 単位
2 3	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	7 単位
2 4	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算 初回加算	1 3 単位
2 5	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算 初回加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	1 3 単位
2 6	介護予防ケアマネジメントⅡ処遇改善加算 初回加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	1 3 単位
2 7	介護予防ケアマネジメントⅢ処遇改善加算	9 単位
2 8	介護予防ケアマネジメントⅢ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未策定減算	9 単位
2 9	介護予防ケアマネジメントⅢ処遇改善加算 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	9 単位

別表第5備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業から適用し、同日前に実施した同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。